

府情個第3139号文書を受領し、同時に、私の異議申立に対する金融庁作成の理由説明書（平成27年（行個）諮問第153号）を受領し、拝見しました。私の異議申立に対して金融庁は全面拒否、それに対する意見等の提出を求められたので、以下に記します。お言葉に甘え、自由記述させて頂きます。

〈前段〉

まず、此度の問題は、私の個人的財産「通称・グロソブ」なる「投資信託証券」を購入先かつ預託先の「新生銀行」が、私の望む他社（SBI証券）への移管を拒んだことに端を発する。私は、この事実を不法と心得、監督官庁である「金融庁」の「金融サービス利用者相談室」に相談したところ（27年3月17日及び同月27日）、「金融庁は民事不介入」で当事者の紛争には関与できない、事の理非も判断しない、しかし、かくかくしかじかの人物がかくかくしかじかの相談を持ちかけてきたという事実は当該新生銀行に対してそのまま伝え、それに対する新生銀行からの回答も求めて、さまざま向後に資するということであった。そこで、私は、その内容を確かめるべく、金融庁に対して、以下の二点の情報開示を求めて、別表1の如き「保有個人情報開示請求書」を提出した（27年4月13日）。

① 銀行を監督する金融庁が私の相談・申立趣旨を正しく把握し、かつ正確にそれを新生銀行に伝えているか
② それに対して新生銀行がいかなる回答をしたのか

金融庁に対する新生銀行からの回答書には、私（申立人）と新生銀行との間で係争中の証券移管拒否問題に関する新生銀行の拒否理由や見解が、当然、示されているはずである。新生銀行はこれまで、約款には移管できる旨明示してあるにも拘わらず、私に対して頑なにそれ（証券移管）を拒否してきた。その有り様は、極めて不当である。しかしながら、新たに金融庁から問われて行った回答の中には、万一、私に示した拒否理由（別表4）以外の、かつ世間を納得させ得る理由が示されている可能性もなくなる。もし、そうした発見があれば、証券移管を求める司法手続きを起す必要もなくなる。この情報開示請求の目的は、必然、それらの情報を得ることにあつた。

しかしながら、私が行った「保有個人情報開示請求」に対し、金融庁は、「新生銀行からの回答等を保有していない」（別表2）などと驚くべき不開示理由を掲げて新生銀行からの回答内容を全く開示せず、それ故、新生銀行がいかなる理由によって証券の移管拒否を行ったのか、その最終確認をすることが叶わない。よって、27年7月9日、再度情報開示を求めた「異議申立書」（別表3）を金融庁に送付したところ、この度、貴会を通して、ようやくそれへの回答書たる「理由説明書」（27年9月18日）を頂戴した次第である。

〈感想・見解〉

そこで、今回の金融庁からの「理由説明書」、それは前回回答（別表2）をなんら越えるところのないものである。それどころか、加えて、申立人（宗内）の人格を誹謗するが如き内容を付加し、それを根拠として「不開示」なる結論を導くなど、真に遺憾なものであつた。また、内容について寸言すれば、例えば、「よって、回付書面の不開示部分については、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第14条第7号柱書きに該当する」「同情報が存在しないとの理由を示せば、行政手続法第8条第1項の要請する理由の提示として許容されると解される」など、「結論ありき」を前提にして、論理的、具体的に説明する内容がないまま、単に法令等条文を隠れ蓑に意味不明瞭な文章を綴っているにすぎないものである。

以下は、私から申し立てられた異議（二点）についての金融庁「理由説明書」における反論内容、そして私の感想・見解である。

- (1) 金融庁から新生銀行に向けての回付書面の不開示理由について。
これに関して、金融庁は以下の如く記述している。

1 本件回付書面のうち一部不開示とした部分の不開示事由該当性について
……そして、本件を含む回付書面には、金融サービス利用者からの相談・苦情を受けた際の当庁の対応が記載される
ころ、本件回付書面の不開示部分は、そのような本件の異議申立人からの相談に関する当庁の具体的対応が記載された部
分である。

このような当庁の具体的対応が記載された部分が開示された場合、例えば、開示を受けた者が改めて金融サービス利用
者相談室に相談を行い、その具体的対応について開示を求めることによって、どの程度の相談内容であればどのような対
応が行われるのか分析することが可能となり、金融サービス利用者相談制度を濫用するなど、監督行政の適正な遂行に支
障を及ぼすおそれが認められる。

よって、回付書面の不開示部分については、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第14条第7号
柱書きに該当する。

恐るべし。ここでは、私をして謂われなく「監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる」人物
として同定、ラベリングし、それに基づき、「よって、回付書面の不開示部分については、監督行政の適正な遂
行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第14条第7号柱書きに該当する」と結論づけている。ここで「法」とは
「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」を指し、その第14条第7号柱書きは「国の機関、独立行政
法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、
次ぎに掲げるおそれその他該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが
あるもの」となっている。この論理に立てば、申立人がかかる不埒な人物であるか否かで、情報の開示あるいは
不開示が決定される。それ故、まず、金融庁は申立人に対して、いかなる事実から、かくなる同定・ラベリング
を為したのか、説明する義務があるだろう。私もここで、それを強く要求する。

私有財産を自らの手中に正しく取り戻そうと苦悩する申立人に対して公的官庁が公的文書内で示したかかる同
定・ラベリング、甚だしい名誉毀損と受け止めた。もし、これについて明白な説明あるいは謝罪無き場合には、
別途慎重に検討して適切に対処することとなる。

(2) 新生銀行からの回答の有無について
これに関して、金融庁は以下の如く記述(全文)している。

2 新生銀行からの回答等を保有していない理由について

当該保有個人情報が存在しないことを理由として不開示処分をする場合には、同情報が存在しないとの理由を示せば、
行政手続法第8条第1項の要請する理由の提示として許容されると解されるし、仮に当該保有個人情報が存在しないこと
の要因を理由に付記した場合、当庁の具体的対応が推測される可能性があるため、保有していないことのみを理由に不開
示としたものである。

新生銀行からの回答が無かつたはずはない。この有無については答えず、なに故、「新生銀行からの回答等を
保有していない理由について」にすり替え、かつまた、上掲の如き意味不明な記述をするのか。私の文章理解力
では、全く了解できない。

保有していないとは、本来、回答が無かつたことを意味する。しかしながら、それ(回答書)を受け取ってい
る、即ち、それを所有していることが理の当然であるにも拘わらず、「保有していないことのみを理由に不開示
とした」とは、全く分からぬ論理である。回答が無かつたならば無かつたと述べ、回答が有つたならば、有つた
とした上で、その不開示理由を論理的に示せば済むことである。

(3) その他

私が異議申立をした事項は以上の二点であるが、金融庁の「理由説明書」には、以下の如き記載がある。「そ
他の異議申立人の主張は、原処分とは無関係と思われるので、特に反論の必要性を認めない」

これは恐らく、私が異議申立書の末尾に記した「その他(要望)」を指してのことと推察される。そこには、異
議申立に至った申立人の情状・背景をうかがい得る、申立人関与の記事や文章が文献的に掲げられている。それ
らはもちろん議論の対象ではないが、そのうちの一つについては、こうした紛争の当事者心理を理解する上で、
格別に重要と思料される。本書状は貴会によって当然、金融庁に開示される、否、開示されねばならないもの故、
それを敢えてこの末尾に添え、締めとする。

二言、三言、世迷い言(十六)

宗内 敦

泣く子と地頭には勝てぬ？

— 新生銀行、お前もか —

新生銀行こそは、サービスのよい好ましい銀行だと思っていた。預金・出金は他の金融機関のＡＴＭからでも無料で行うことができるし、なにがしかの預金残高があれば、何回か無料で各所にネット送金ができる。ほぼ10年前、たまたま迷い込んだ八王子支店の店先で応対してくれた愛くるしいK嬢の心地よさに惹かれ、ついついグロンプなる投資信託まで購入したのが、取引の始まり。その後、ネット送金、出先での必要金銭の引き出

しなど、便利に利用し続けてきた。それがこの度、あつと驚く対応があり、恐れ入った。その内容は、あきれ果てて先般このエッセイ欄で取り上げたあのみずほ銀行と全く同じ(後述)、いやいやそれを遙かに凌ぎ、人(庶民)を人とも思わぬ金融機関をまさに象徴し、庶民が頼れる銀行があるなどと、いつときでも幻想に陥っていた己の愚かさを痛切に知らしめてくれるものだった。さては、無料出金、無料送金などのサービスは、益しく愚鈍な人間をだまし引きこむ単なる手段に過ぎなかったのか！

ことは単純明快である。先のトラブル

の後、みずほ銀行との取引を中止して他の金融機関に現金・証券類を移し替えたことをきっかけに、「大した額ではないが」いろいろ分散していた金融資産の預け先機関を整理することにした。そこで、預金は馴染みの郵便局(ゆうちょ銀行)と新生銀行、株式・投資信託はSBI証券へとそれぞれ移管して預け先を簡略化することにし、新生銀行については、まずは預託中の投資信託(グロンプ)をSBI証券へ移管しようとしたのであったが……

いかなる根拠に基づくのか、新生銀行(八王子支店)では、投資信託については、移管は行っていない、即ちできないとのことである。これは驚き、これではまるで、転校希望の生徒に対して転校は許さない、嫌なら退学してから転学せよと言うに等しく、大変な権利侵害問題である。そこで取引約款を当たると、「当行は、お客様からのお申し出があり、当行が承諾した場合には、他の口座管理機関へ振り替えを行います。ただし、当該管理機関において、お客様から振り替えの申し出があった銘柄の取扱いをしてい

出会ったら、もちろん己のため、また世の中のためにも、きつと退治するのが務めと心得るべきである。

一昨年、みずほ銀行とのトラブルがあったばかりで、もう銀行とはもろもろ余計な関係を持ちたくないと思い、取引金融機関を整理しようとする最中での降って湧いた、同種出来事である。みずほ銀行とのやりとりはいろいろあったが(一人か、組織か。→「拝啓、みずほ銀行殿」(『珠』26号)、私をして最も怒らせたものは、今般と同じ、購入した投資信託の他社への移管拒否問題、即ち人権侵害問題であった。当方の移管申し出に対し、初め規約上できないと拒否し、次いで、売却以外に手は切れないと強硬だったが、結局、規約上できることが分かった、と担当者が謝罪してきて解決したものである。当然と言えば当然、証券類は所有者本人(名義人)のもの、それをどこに移すかは所有者の自由であり、それを留め立てする権利は他の誰にもあるはずがない。然るに今般、またしても全く同様の出来事が新生銀行との間で

ない場合、当行は振替えの申し出を受け付けられないことがあります。」(投資信託総合取引約款・第3章・29の1)となっている。これなら、他の証券・金融機関と内容的にはほとんど異なるところはない。SBI証券はグロンプを扱っており、それを移管できないとは筋が通らぬ。そこで、「移管できない理由は？」と聞えは、これまた何と、「当行は内部規約により、これまで一度も証券類の移管は行ったことがない」と突き放してくる。あとは、店にまで直接訪れても、お客様相談センターなる窓口にお問い合わせでも一向に変わることもなく、やがて、「約款」に従って移管はできないという訳の分からぬ内容の、文書回答。(表1)までやって来た。

さてさて、泣く子と地頭には勝てぬ、という故事ことわざがあるが、ここに至って、まさにまさしく、そう思った。

泣いて喚く子は自分の理不尽は露ぼと思わず、また強面の地頭は理不尽は百も承知の上だから、どちらも己をどこまでも押し通す。弱い大人や力なき庶民は、

理の通じない相手にはいかに道理を尽くしても所詮勝ち目がないから、堪えにこらえ、ハイハイ分かりましたと引き下がる。これが即ち「無理が通れば、道理が引く込む」、古今東西まかり通る「不合理的なる道理」のメカニズムである。この泣く子と地頭を現代風に翻訳するなら、例えば、生徒に対する体罰教師、選手に対する暴力支配のスポーツ関係指導者、被疑者に対する警察官、被融資者に対する銀行マンといった、ある種の関係性の中でなにがし優位に立つ者をいう。

しかし、それでよい訳はないだろう。泣く子と地頭は増長してますます悪徳を重ね、小役人的な小権力主義者となり、いじめ・意地悪文化を根っこで支えて、たくさん被害者を連綿とつくりだす。学校、企業、その他どこもかしこも、いじめ・パワハラ等による重い精神障害や自殺に追い込まれる被害者が後を絶たない時代である。これを無縁の事象とけっして思ってはなるまい。泣く子と地頭を野放しにして、こうした風潮・文化を根っこで支える我々、弱き、人種たちにも大きな責任がある。万一そういう輩に

も全く同様の出来事が新生銀行との間で

生じた。しかも、先般（みずほ銀行）とは異なり、此度はまさに応対者個人の問題ではなく、びくとも動かめ銀行組織そのものとして立ち上がった。これを「地頭」と呼ばずして何と呼ぼうか。この問題に関して、三つの機関に連絡し、また相談した。一つ目は、ある意味では法的な機関でもあり、国民が各所金融機関で購入した株式等の証券類を組織的に一括管理する「証券保管振替機構」（通称、ほふり）。しかし、移管拒否問題については、遺憾ながら関与する権限・機能が無い。として、株式や投資信託などの金融商品取引に関するトラブルを公正・中立な立場で解決を図るとする「証券・金融商品あせん相談センター」を指示するに留まった。

二つ目がこの「証券・金融商品あせん相談センター」。電話で斡旋を申し込んだところ、極めて共感的で、即座に新生銀行本部に対して電話で斡旋行為に及んでくれた。が、「銀行側が約款に従い移管はできないの一点張りで手に負えない」とやむなく匙を投げた。そこで、三つ目に選んだのが、金融機関の監督機関

たる「金融庁」である。それは、かりそめに電話したさる簡易裁判所の電話相談室の担当事務官から示唆されたことによるのだが、インターネットで調べてみると、なるほど、金融庁には、心強くも、「金融行政・金融サービスに関する一般的なご質問・ご相談・ご意見を金融サービス利用者相談室で受け付けています。頂いたご質問・ご相談については、相談員がお電話にてお答えします。また、頂いたご意見については、金融庁内で共有し、今後の金融行政に活用させていただきます」と喝え、皆様の「声」をお寄せください。と訴える「金融サービス利用者相談室」があった。

これだ、と思わず直感した。40年ほど前の、ちょうどバブル経済走りの頃の出来事が咄嗟に脳裏を横切った。3年間毎月積立預金をすれば、その3倍を限度に住宅資金を貸し付けるという労働金庫の積立預金を終えた時のこと、何という理不尽、いざ住宅ローンの貸し出しを申請すると、3年間積んだ預金はローン返済終了時まで拘束預金として預かる、と資金側が言い出したのである。これでは資

金不足で住宅など全く購入できない。思案の末に赴いたのが、資金の監督官庁たる労働省（現・厚生労働省）……。その対応は、案に見事だった。担当官は、私の目の前で、預金先の資金新橋支店に電話を掛け、問い始めた。その折のことを、私は拙著のなかに留めていた。役人たる者、国民のためにすべからかくあるべし、ここに再録してみよう。

「積立住宅ローンというのがありませんか」
「はい」
「三年間の積立期間終了後、それ（積立金）を拘束預金にするということにはなっていないですね」
「はい」

「お可笑しいですね。今、私のところに、積立預金をそのまま拘束預金にしなければ住宅ローンはできないと言われたという人が見えていますか」
「アアア」
翌日、支店長と副支店長が大きな菓子折を持って、飛んで我が家まで謝りにきた。 (P.117, 118, 世迷い言「三言」)

しかしながら、これに比べて此度の金融庁の対応は、全く想像だにできないものだった。細かい取り扱いは置いて、相談員が述べた結論のみを上げると、とど

のつまり、「民事不介入で、当否についても言及できない」とのこと。そこで上記の事例を聞かせて監督官庁の役割を問えば、「労働者の行為は資金に対する越権行為」であり、「金融庁は金融機関への干渉は一切しない」と、権利侵害を訴える当事者からすれば、いわばけんもほろろの対応である。

調停斡旋の機関で駄目、監督官庁でも駄目とくれば、もはや民事的に解決する手がなくなり、あとは司法の手に当否の判断を委ねる以外に道はない。ただその前に、金融庁が私の訴えをどのように把握、それを伝え聞いた新生銀行が金融庁にいかなる回答をしたか、その正確なところを確認しておく必要があるだろう。

表2がこれを確認するために行った、金融庁への「河保個人情報開示請求書」。各文書の写しの送付を求めている。そして表3がこれに対する金融庁の回答で、全面開示はせず部分開示となっている。しかし、文書の写しは同封されてはいない。また、「金融庁に対する新生銀行からの回答書は保有せず」となっており、無責任極まるものであった。

これは真剣に物事の解決を思案する立人（換言すれば国民）を愚弄するに等しい。それ故、この回答書に対して、新生銀行からの回答を保有していないことの理由開示と共に、全部開示を求めて、15年7月9日付けで異議申立を行った。が、しかし、2ヶ月を経過した今日まで、未だ回答はない。

ちよっぴり目を転じて、北朝鮮、ロシアという近隣二つの国に触れてみよう。まず北朝鮮という国。世界中が平和を希求し、戦争を回避せんとする風潮、文化が進む中、言わずと知れた日本人拉致問題で日本国中を悲憤慷慨させ、揚げ句に、拉致被害者を人質同然に経済援助を要求し、時に核弾頭運搬手段ともなり得るミサイル発射実験を行って、日本国家・国民を脅迫する。

次にロシアという国。第二次大戦終了時、日ソ中立条約を破って日本の敗戦を決定的にし、その勢いで、南樺太・千島列島、さらには北海道と地続きの感さえある択捉島など北方4島まで占領して自国領として今に至る。北方4島に関して

は一九五八年の日ソ共同宣言で、「平和条約締結後、日本へ歯舞群島と色丹島を引き渡す」とされているが、現在ではその実効支配も極度に進み、もはや返還する兆しもない。

日本によって長く属国支配された朝鮮民族、日露戦争における屈辱的な敗戦を味わったロシア民族、これらが両国家・国民に与えた屈辱と怨念は血肉となって受け継がれてきたに違いない。が、しかし、それをどれほど斟酌しても、今日の平和観をもってしては、日本国および日本国民にとって、まさにこの両国、泣く子と地頭、ではあるまいか。これに尖閣諸島問題を絡めて中国のさらなる軍事国化を考慮すると、憲法違反の疑義や批判が様々あるなか、この度の安保法案改正を無理押ししてでも成立させた、一回を預かる身としての安倍総理の思いは痛いほど分かる。が……、おっと、脱線。

世界に向かって平和思想の先導者たらんとするわれわれ日本国家・国民、少なくとも国の中では、いじめ・意地悪の元凶となる。泣く子と地頭。にはならぬよう、そしてならさぬよう、きつと振る舞

<連載エッセイ>

表2 (金融庁に対する「保有個人情報開示請求書」)

保有個人情報開示請求書

平成 27 年 2 月 13 日

金融庁 長 官 殿

(送付相手)
氏名 宗内 敦

住所又は居所 東京都八王子市川町 128-202
〒192-0821 区 942 (651) 1227

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）
 ○ 新生銀行に投資信託の買入れ、売却を3回し、証券の移管しようとしたこと。新生銀行から、この買入れ、売却の事実を伝えるべく、証券の移管に付随する書類の提出を求められたこと。
 ○ 証券の移管に付随する書類の提出を求められたこと。証券の移管に付随する書類の提出を求められたこと。
 ○ 証券の移管に付随する書類の提出を求められたこと。証券の移管に付随する書類の提出を求められたこと。
 ○ 証券の移管に付随する書類の提出を求められたこと。証券の移管に付随する書類の提出を求められたこと。

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）
 ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。
 ア 証券所における開示の実施を希望する。
 △ 実施の方法：□ 照会 □ 写しの交付 □ その他（ ）
 △ 実施の希望日： 平成 年 月 日
 イ 電子情報処理機構を使用した開示を希望する。
 ウ 写しの送付を希望する。

表3 (金融庁からの回答書)

金監第1465号
平成27年5月12日

宗内 敦 様

金融庁長官事務代理 池田 博一

保有個人情報の開示をせる旨の決定について（通知）

平成27年4月14日に受付けた保有個人情報の開示請求について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

(1) 開示請求書から当庁金融サービス利用者相談室に申出のあった内容を記録した相談等事務管理簿（平成27年3月17日及び3月27日）
 (2) 開示請求書からの当該申出について、当庁銀行第一課から株式会社新生銀行にメールにて開付した書面の写し（平成27年3月23日）

2 不開示とした部分とその理由

(1) 上記(1)(2)中には、当庁の具体的な対応に関する情報が記載されており、これを公開することにより、当庁の対応が明らかになり、監督行政の適正を遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第14条第7号に該当し、不開示とした。
 (2) 開示を請求する保有個人情報のうち、開示請求書からの当該申出に係る新生銀行からの回答等については保有しておらず、不開示とした。

<二言、三言、世迷い言(16)>

いたものである。

(10月10日)

表1 (新生銀行からの回答書)

宗内敦 様

拝啓 早春の候、時下ますますご清祥の後、お慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびは2015年3月17日付で弊行八王子支店宛にお手紙をいただきまして誠にありがとうございました。受領したお手紙での要請につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。
宗内敦様より、弊行総合口座パワーフレックスにて保護預かりの投資信託を他の金融機関へ移管したいとご要望を頂戴しておりますが、弊行で取り扱っております投資信託、すべての銘柄につきましては他社への移管、他社からの移管のいずれも、お客様向けに提供する現状のサービスとしてお取扱いをしております。宗内敦様のご要望にお応えできず、誠に申し訳ございませんが何卒ご理解いただきたくよろしくお願ひ申し上げます。
なお、投資信託の他社への移管につきましてはコールセンターより送付させていただいております最新の2015年2月現在パワーフレックス規約集内、投資信託総合取引約款(パワーフレックス用)第3章26、<他の口座管理機関への振替>(1)にて明記させていただいておりますのでご参照のほどよろしくお願ひいたします。
また、3月18日に弊行コールセンター宛 宗内敦様より請求がございました口座開設時の投資信託総合取引約款を(別紙1)として開封させていただきます。あらかじめ補足を申し上げます、宗内敦様が口座開設なされた2014年10月の時点では「投資信託振替制度」がございませんでしたので他社への投資信託移管につきましての記載はございません。2017年1月4日に開始される「投資信託振替制度」(別紙2)に付いてはそれより以前の2015年9月1日付でパワーフレックス規約集内、投資信託総合取引約款(パワーフレックス用)を一部変更しております。(別紙3)そして同年9月お客様宛送付のお取引レポートにて、この約款・規定を一部変更したことの通知を行っておりますことを申し添えます。(別紙4)

末筆ながら宗内敦様の益々のご健康をお祈り申し上げます。

敬 具

2015年3月24日
株式会社 新生銀行 八王子支店
支店長 山内 和彦
お電話：0120-456-308
(フリーダイヤル)
(オペレーターが出ましたら、「八王子支店」とご指名下さい。)